

# 視察・研修等報告書

平成29年8月20日

北上市議会議長様

北上市議会議員 小原 享子

次の 視察 研修 について結果を報告します。

期間(期日)	29年7月19日(水)から 7月20日(木)まで
視察先 視察内容	第13回社会保険旬報 地方から考える社会保障フォーラム 1、「障がい者の就労～農福連携も含めて」
または	2、「生活保護の新しい展開」
研修事項	3、「社会保障は誰のため?何のため?」 4、「厚生労働省の考える『我が事・丸ごと』地域共生社会とは」 5、地域包括ケアシステムの深化と地方自治体の役割

[内容及び所感]

1、「障がい者の就労～農福連携も含めて」
山内 博之氏 厚生労働省 社会・援護局障がい保健福祉部障害福祉課長
障害者の就労施策の対象となる障害者数約788万人中、18歳～64歳の在宅者数約324万人。
障害福祉サービスとして、就労移行支援・就労継続支援A型、就労継続支援B型がある。
障害者にとっての職域拡大や働くことで収入拡大、農業にとっての担い手不足解消につなげ、地方創生及び経済の成長に寄与する「農福連携による障害者の就農促進プロジェクト」の概要も示された。
増えている障がい者が、就業し自らの能力を活かし生活し、一般就労できる環境づくりの必要性を感じた。
2、「生活保護の新しい展開」
鈴木 健一氏 厚生労働省 社会・援護局保護課長
生活保護制度の概要、生活保護の医療扶助の概要、医療扶助費の動向について統計をもとに説明があった。年齢階層別被保護人員の年次推移では、65歳以上の高齢者の伸びが大きく、

全体の45、5%は65歳以上の高齢者である。生活保護世帯の世帯主の状況で疾病、障害、離婚、失職のいずれの要素も持っていない者が、男性では16.1%、女性では22.4%となっている。
医療扶助費の動向でも、高齢化の影響もあり、増加傾向である。生活保護受給者の生活習慣病の罹患割合は70.2%と高い割合を示している。
現状をふまえこれまで、生活保護制度の見直しと生活困窮者自立支援法を制定し取り組んできた。
平成25年の生活保護法の一部改正では、1.就労による自立の促進 2.不正・不適正受給対策の強化等 3.医療扶助の適正化 4.健康・生活面等に着目した支援について改正が行われた。
現在制度見直しの検討と生活保護基準の検証を2018年度まで、集中改革期間として行われている。
その中で、子どもの生活習慣の改善や、大学等への進学を含めた自立支援に、必要な財源を確保し取り組むことや、就労支援を推進することが含まれている。
当市において、国の検討状況・事業を活用しながら、より良く生きるためへの支援策の充実が望まれる。
3、「社会保障は誰のため？何のため？」
権丈 善一氏 慶應義塾大学商学部教授
「社会保障は何のため？」・分配面における貢献原則の必要原則への修正 ・将来の生産物への請求権を与える年金：厚生労働省年金局作成の積立方式と賦課方式の説明
「社会保障は誰のため？」・計数感覚に欠ける善良な市民：社会保障の財源規模、年間100兆円以上
生活保護と社会保障：社会保障給付費の公的扶助（生活保護）は3.3%、医療・年金・介護・その他の社会保険が87.6%
救貧機能と防貧機能：社会保障という所得の再配分制度は、貧困に陥った人を事後的に救済する「救貧機能」を果たしている。同時に、個人の力だけでは備えることに限界がある生活上のリスクに對してみんなで助け合う形としての保険的再配分、さらに個人あるいは家計のライフサイクルにおける時間的な再配分を行うことにより個々に家計の消費を平準化を果たし、中間層の貧困化を未然に防ぐ「貧困機能」を果たしている。
4、「厚生労働省の考える『我が事・丸ごと』地域共生社会とは」
野崎 伸一氏 厚生労働省政策企画官
①これまで築きあげてきたもの：社会保障制度の基本的考え方

②社会構造の変化とこれから：複雑化する問題・社会構造の変化・人口減少の波

③厚生労働省の目指す「地域共生社会」とは：「我が事・丸ごと」の地域作り・包括的な支援体制の整備

④少子高齢化・人口減少のもたらす可能性：「地域丸ごとのつながり」で少子高齢化・人口減少をチャンスに  
事例も紹介しながら、厚生労働省の考えも示された。

当市議会の教育民生常任委員会では、福祉分野での総合相談窓口の設置の必要性を検討して  
いたが、方向性は間違っていないと確認できた。さらに、当市にとってのあり方を深めたいと感じた。

## 5、地域包括ケアシステムの深化と地方自治体の役割

三浦 明氏 厚生労働省 老健局振興課長

①介護保険を取り巻く状況

②地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律について

③第7期介護保険計画に向けて

④平成30年度診療報酬・介護報酬の同時改定

平成30年度までに全市町村が地域支援事業として、在宅医療・介護連携、認知症施策・地域ケア会議・  
生活支援の充実・強化に取り組めるよう、必要な財源を確保し、市町村の取組を支援する。

全体を通して、社会保障、介護や年金、生活困窮者自立支援など、市民に身近な問題を国がどのような  
方向で政策を考えているか、また先進地の事例の取り組みも知り得ることができた。国の政策を知り、  
市民生活に生かしていくけるよう努力していきたい。

# 視察・研修等報告書

平成29年12月1日

北上市議会議長様

北上市議会議員 小原 享子

次の 視察 研修 について結果を報告します。

期間(期日)	29年11月10日(金)
視察先 視察内容	自治振興セミナー(地方分権と新たな広域連携) (1)未来を創る地方分権改革
または	(2)地方分権と地方税改革
研修事項	(3)伊豆半島における新たな広域連携

[内容及び所感]

(1)未来を創る地方分権改革	日本社会事業大学学長・東京大学名誉教授 神野 直彦
「地域」を「発展」させる	
1、「発展する」とは開くことであり、「閉じる」の反対語である。内在しているものを開くことが「発展」であり 外部からの圧力で変形することは「発展」とはいわない。	
2、未来は誰にもわからない。すべての人には掛け替えのない能力がある。	
3、未来への「発展」はすべての人が掛け替えのない能力を發揮し、すべての地域社会が掛け替えのない 「地域力」を發揮することで可能となる。	
4、「地域力」とは地域社会の構成員の個々の能力と、構成員相互の凝縮力(=社会関係資本)から成り立つ。	
5、「短所」を克服しても、高々人並みにしかなれない。「長所」を「発展」させてこそ、行き詰まっている 人類の歴史に貢献できる。	
地域づくりに大切な考え方だと感じた。地域の「長所」をいかに引き出すか、そこに発展の鍵がある。	

(2) 地方分権と地方税改革

一橋大学経済学研究科国際・公共政策研究部教授

佐藤 主光

日本の地方税、地方税の経済学、望ましい地方税制に向けて

これから的地方財政は、当面は見える化を通じた課題発見(気づき)と改革への誘因付けをし、優良事例の横展開をする。ボトムアップの改革、つまり自治体による主体的な取り組みによって、改革を継続する。改革のキーは民間委託(PPP)・ICT化による仕事(業務)改革。広域化による自治体間の連携である。地方財政の考え方を知り得た。徴税の強化で、正直な納税者がバカを見ない仕組みも必要である。

(3) 伊豆半島における新たな広域連携 ~伊豆半島地域の創生に向けて~ 静岡県副知事 土屋 優

高齢化率約40%、高齢者人口も減少、進学・就職でふるさとを離れた若者が戻ってこない現状の中、市町との連携・協働による広域的な地域づくりの推進をしている。広域連携には県が地域広域連携会議とリンクしながら様々な広域連携が行われている。広域連携が困難な市町村では、最低限の住民サービス水準を確保を県が補完。将来的には、県を含めた広域連合を考えていると話されていた。

人口減少が進む中、住民サービスの水準を確保するためには、柔軟な考え方で地域運営を検討する段階になっていることを知り得た。

〈地方自治法施行70周年記念事業〉  
自治振興セミナー（地方分権と新たな広域連携） 実施要領

1 目 的

人口減少問題の克服と成長力の確保を目指す地方創生について、地方においては、「地方版総合戦略」に掲げた施策について本格的に事業展開を図るなど、全力で取り組んでいるところです。

また、地方創生の基盤となる地方分権改革については、「提案募集方式」における地方公共団体等からの提案等を踏まえた「平成28年の地方からの提案等に関する対応方針」に基づき、第7次地方分権一括法で、国から地方公共団体又は都道府県から市町村への事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等を推進するための所要の法令整備が行われています。

このような状況の下、地方公共団体が、自主的かつ主体的に地域の実情に合った施策を展開するためには、職員、議会議員の一人ひとりが、地方創生や地方分権改革に対する理解を深めるとともに、政策の形成と実効性の確保に関する知識を深めることが重要です。

本セミナーは、以上のような背景を踏まえ、地方公共団体の職員、議会議員の政策形成能力、法務能力の向上を図ることを目的として、都道府県と一般財団法人地方自治研究機構が共同して実施するものです。

また、本セミナーは、本年が地方自治法施行70周年を迎える極めて意義深い年であることから、地方自治法施行70周年記念事業の一環としても実施するものです。

2 主 催 宮城県及び一般財団法人地方自治研究機構

3 日時・場所 平成29年11月10日（金）13:00～17:00  
ホテルメトロポリタン仙台  
〒980-8477 仙台市青葉区中央1丁目1番1号 Tel 022-268-2525(代表)

4 受講対象者 200名程度

- (1) 市区町村の企画担当課、講演テーマに関わる担当課及び法制執務担当課の職員並びに市区町村議会議員
- (2) 都道府県の市区町村担当課、企画担当課、講演テーマに関わる担当課及び法制執務担当課の職員並びに都道府県議会議員

5 セミナーの内容

- (1) 開会 (13:00)
- (2) 「未来を創る地方分権改革」 (13:10～14:30)  
日本社会事業大学学長・東京大学名誉教授 神野 直彦 氏
- (3) 「地方分権改革と地方税制改革」 (14:40～16:00)  
一橋大学経済学研究科国際・公共政策研究部教授 佐藤 主光 氏
- (4) 「伊豆半島における新たな広域連携」 (16:00～17:00)  
静岡県副知事 土屋 優行 氏

※ 演題は、都合により変更することがあります。

6 受 講 料 無料

# 視察・研修等報告書

平成30年2月28日

北上市議会議長様

北上市議会議員 小原 享子

次の 視察 研修 について結果を報告します。

期間(期日)	30年 2月 8日(木)から 2月 9日(金)まで
視察先 視察内容	第20期 自治政策特別講座 予算審議と自治体議会の責務 第1講義 地方財政の現状と課題
または	第2講義 自治体業務と議会のBCPー作成と実効性のチェックポイント 第3講義 自治体のエネルギー政策の動向ー「世界機構エネルギー首長誓約に向けて」
研修事項	第4講義 地方公共団体の歳入構造と今後の展望 第5講義 介護・医療報酬改定と第7期介護保険事業計画

[内容及び所感]

第1講義 地方財政の現状と課題 星野 泉 明治大学教授
○国と地方の行政事務分担 国地方の税源配分 平成29年度国家予算と地方財政計画
○地方交付税等の総額 地方自治体の歳入 GDP 國際比較 など
○2018年 自治体財政を読むポイントは、①地方財政計画と自治体の決算 ②地方税の偏在性について③地方交付税の肥大化を抑制するとりくみ ④財政調整基金の意義 ⑤かなり深刻な少子高齢化の影響について
第2講義 自治体業務と議会のBCPー作成と実効性のチェックポイント
丸谷 浩明 東北大学災害科学国際研究所教授 NPO法人事業継続推進機構副理事長
1 業務継続計画(BCP)とは:災害時に行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画。

市町村の業務継続に必須な6要素:(1)首長不在時の明確な代表順位及び職員の参集体制

(2)本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定 (3)電気、水、食料等の確保

(4)災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保 (5)重要な行政データのバックアップ

(6)非常時優先業務の整理

地方議会のBCPのガイドラインは現状では存在しないが、議会自らの「組織としての業務継続」の基本として、議員・職員の安否確認、施設・設備被害の把握、指揮命令系統の確保、初動の災害対策体制の立上げが必要。

### 第3講義 自治体のエネルギー政策の動向—「世界機構エネルギー首長誓約に向けて」

竹内 恒夫 名古屋大学大学院教授

エネルギー政策の新しい枠組みでは、「2030年までにCO<sub>2</sub>排出量40%削減(緩和策)と、気候変動の適応策に取り組む。」とし、欧洲の地域気候政策として「市長誓約」に取組んでいる。EUをモデルに2015年から日本版「首長誓約」がスタート、西三河5市町、長野県高山村村長が誓約した。

<「首長誓約」の誓約・手順>

STEP1.誓約 ①エネルギーの地産地消を推進する。②2030年に少なくとも25%のCO<sub>2</sub>排出量(または26%の温暖効果ガス排出量)を削減する。③気候変動の影響に適応し、地域のレジリエンスを向上する。

STEP2.「持続可能なエネルギー気候行動計画」を策定する。

STEP3.定期的に進捗状況を報告する。

当市では、太陽光発電を始め、様々なエネルギー政策は実施されている。この登録により、誓約した首長や自治体の名前は、気候変動への地域からの挑戦者として、また、地域エネルギー改革・地域創生のリーダーとして世界に発信され、首長や自治体にとっての新たなブランドの獲得になる。

地球温暖化防止は、私たち市民ももっと関心を向けるべき事柄である。この誓約への加入も含め、CO<sub>2</sub>削減についての市民意識の喚起も必要と思われる。

第4講義 地方公共団体の歳入構造と今後の展望 関口 智 立教大学教授

歳入面を中心に、国と地方の関係、地方政府内部の関係、「安定的財源」と「財政調整」の連動について
歳入構造がどうあればいいのか、地方税全体としての租税体系の特徴も踏まえての講義であった。
予算審議にあたっては、公共サービス内容を把握し、それに対する負担をしているとの意識の醸成が不可欠で、負担だけを感じさせるのではなく、何のため(受益)を説明し、サービス提供内容を言わないと納得は得られない。住民に概要を説明し理解が得られるため、説明できるだけの力と努力が必要と感じた。
第5講義 介護・医療報酬改定と第7期介護保険事業計画 鏡 諭 淑徳大学教授
1.介護保険制度の給付と負担—平成30年度の介護報酬改定の概要
2.地域包括ケアに関する課題
3.問題だらけの介護予防・日常生活支援総合事業
4.介護保険は、何を守り、何を育む制度か
今回の改正では、全体の介護報酬額は+0.54%である。これまでのデイサービスが比較的長時間滞在する形であったものから、短時間でリハビリテーションやアクティビティを行い、自立支援・重度化防止を主眼とする方向へ向かっている。
介護保険は、介護認定されれば使える制度である。保険料には、自治体の優先順位の考え方反映される。施設をどの程度造るか、高齢化が進む中でどこまで支えられるのか。施設増やしていくば保険料は上がっていくことになる。基金の残高が多ければ市民に還元するべき。しかし、当市の基金が多いとは言えない。今まで還元されてきている。介護保険は、高齢者を守っていくための制度であり、何を優先するか、私たちに問われている問題である。

# Councillors' Organization for Policy Argument **自治体議会政策学会**

[TOP](#) [学会概要](#) [活動報告](#) [サイトマップ](#) [お問い合わせ](#)

更新日時: 2017/11/15

**目次**

- [概要](#)
- [プログラム](#)
- [観察概要](#)
- [受講料](#)
- [お申込み要領](#)
- [お問合せ](#)

## 第20期 自治政策特別講座 <2018年> 予算審議と自治体議会の責務

**開催概要**

開催日: 2018年2月8・9日

会場: ラジオ日本クリエイト AB会議室&lt;アクセス&gt;

**周辺宿泊施設**

- 横浜伊勢佐木町ワシントンホテル
- ホテルグランドサン横浜
- ホテルリブマックス横浜関内駅前
- ダイワロイネットホテル横浜関内
- ホテル パセラの森 横浜
- ホテルリブマックス横浜関内

▲上へ

**プログラム**

2月8日(木) [ 13:00~16:30 ]

第1講義 13:00~14:40

**地方財政の現状と課題**

星野 泉 明治大学教授

国の地方財政改革の議論が進んでいる。先が見通しにくい現状の中、基本となる自治体財政の見方と来年度の予算審議における財政分析のポイントについて伺う。

第2講義 14:50~16:30

**自治体業務と議会のBCP —作成と実効性のチェックポイント**

丸谷 浩明 東北大学 災害科学国際研究所 教授

列島で災害が多発する中、BCP(業務継続計画)の策定や維持・更新、事業継続はどうあるべきか。計画実現のための予算・資源の確保と事前対策はどうあるのか伺う。

2月9日(金) [ 10:00~16:30 ]

第3講義 10:00~11:40

**自治体のエネルギー政策の動向 —「世界気候エネルギー首長誓約に向けて」**

竹内 恒夫 名古屋大学 大学院環境学研究科教授

エネルギー政策やその体制について都道府県・市町村調査を実施。増加する自治体出資の新電力設立などにより地域エネルギー政策の効果と課題を伺う。

**活動一覧**

- [第16期 自治政策講座](#)
- [第15期 自治政策講座](#)
- [第14期 自治政策講座](#)
- [第13期 自治政策講座](#)
- [第12期 自治政策講座](#)
- [第11期 自治政策講座](#)
- [第10期 自治政策講座](#)
- [第9期 自治政策講座](#)
- [第8期 自治政策講座](#)
- [第7期 自治政策講座](#)
- [第6期 自治政策講座](#)
- [第5期 自治政策講座](#)
- [第4期 自治政策講座](#)
- [第3期 自治政策講座](#)
- [第2期 自治政策講座](#)
- [第1期 自治政策講座](#)

## サーチ:

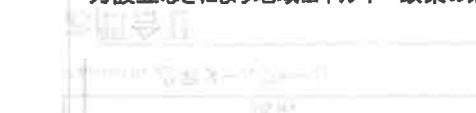
## キーワード:

GO

欲しいものが  
きっと  
見つかります



[今すぐチェック](#) プライバシーについて



スーパーセキュリティ

# 視察・研修等報告書

平成29年11月30日

北上市議会議長様

北上市議会議員 小原 享子

次の **〔視察〕**・研修について結果を報告します。

期間(期日)	29年10月31日(火)から 11月1日(水)まで
視察先 視察内容	視察先:北海道釧路市 視察内容:①生活保護自立支援プログラムについて
または 研修事項	②生活困窮者支援に関する取り組みについて ③市相談支援センター「くらしごと」について

[内容及び所感]

釧路市の概要
人口 173,194人 世帯数 94,868世帯
平成17年10月 釧路市、阿寒町、音別町が合併
特色:豊かな自然と産業の融合(釧路湿原、阿寒国立公園、農林水産業、石炭、紙、医薬品製造業
釧路港)
国際観光都市(タンチョウ、マリモ、温泉資源、滞在型観光)
生活保護について(2017年度)
申請件数:682件 被生活保護世帯数 6,486世帯 被生活保護実人員数 9,208人
(北上市 被生活保護世帯数 569人 被生活保護人員数 742人 2017年10月)
<釧路市生活保護自立支援プログラムの概要>
釧路市では平成18年度より、「利用しやすく自立しやすい」をテーマに、3つの段階に応じた自立を支援するプログラムを用意している。ここでいう自立とは、他の助けを受けずに自分の力で物事を行うこと、という意味。日常生活リズムが乱れている受給者には、ボランティアへの参加を通じ規則正しい日常

生活が送れるよう支援を行い、引きこもりがちで地域社会から孤立している受給者には、社会における自らの居場所と自信の回復が図られるよう支援を行うといったように、受給者の現状に合わせて「日常生活自立」「社会生活自立」「就労自立」という3つの自立に向け支援する体制をつくった。公園や介護施設などでのボランティアや地域企業でのインターンシップ等、活動への参加を通じ受給者が自信を取り戻すことで元気になり、それぞれの自立を果たすことを目標としている。

#### <事業評価>

SROI(Social Return On Investment)を用いた事業評価

SROIとは、社会的価値を数値化できる事業評価法で、社会的投資収益率と訳される。

釧路市の自立支援プログラムの場合、事業予算等の費用、参加者の意識や行動の変化等を数値化したものを効果として算定する。

算定と評価とを繰り返し、その結果について、プログラム受け入れ事業所、参加者、そして職員間で共有することにより、成果の見える化や事業改善に取り組んでいる。

#### <扶助費の状況分析>

釧路市のH27年度の月平均保護率は、52.1%だが、扶助費の単価は1人平均124,881円／月と他市に比較して低い。生活保護を受けながら、自分でも収益を得ていることが要因。プログラムの成果と考えられる。

#### <生活困窮者支援に関する取り組みについて、市相談支援センター「くらしごと」について>

生活困窮者自立促進支援モデル事業の支援イメージ

日常生活自立・社会生活自立・ボランティア活動を通じて、就労意欲の啓発や自信の回復を図り、社会参加と就労意欲の形成を促す。

就労準備支援事業：一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を計画的かつ一貫して支援する事業

・規則正しい生活を行わせる等、生活習慣形成のための指導、訓練(生活自立支援)

・ボランティア活動等による地域参加、基本的コミュニケーション能力の形成等の社会的能力を身に付けるための指導、訓練(社会的自立支援)

・継続的な就労経験の場等の提供、模擬面接や履歴書の作成指導、マッチングなど

一般雇用への就労活動に向けた技法や知識の取得等の支援(就労自立支援)
就労訓練事業(中間的就労) :・軽易な作業等の機会の提供と併せ、個々人の就労支援プログラムに基づき、就労支援担当者による一般就労に向けた支援を行う事業
・半年を目途に訓練計画に基づく就労訓練や雇用契約に基づく就労を行うことや就労支援担当者による就労支援・指導を通じて一般就労に向け訓練を行う
一般就労:・ハローワークと連携事業(生活保護受給者等就労自立促進事業等)
・無料職業紹介事業、求人情報オンライン提供
就労後:・就労後の「くらしごと」を中心に雇用、労働相談に対して寄り添い型で支援し、安定して就労を継続できるようにする
本事業を生活困窮者を総合的に支援する自立相談支援事業を実施している「くらしごと」にパッケージとして委託することで、ワンストップ型の就労支援体制を構築し、生活困窮者を「入口」から「出口」まで支援する
<所感>
人が希望を持って生きるための挑戦『かけがえのない私の獲得』を目指し活動する、生活相談支援センター『くらしごと』へ委託し、ワンストップ型の就労支援が行われていた。今まで就労にブランクがあったり、就労したことのない方が、一般就労はハードルが高い。その人に状況にあった、段階的支援が必要となる。当市にも、引きこもりや長く生活保護受給している方には、まず日常生活の自立から段階的に一貫して支援していくことが必要である。当市の場合生活困窮者への支援は、社会福祉協議会へ委託、生活保護は福祉課、就労準備支援は社会福祉協議会となっている。
その上で、支援の必要な人の要望に十分応えられているとは言い難い。就労したいと思っていても引きこもっていた方が就労するためには、個人の状況にあった支援が必要となる。当市においては、その一端を、ジョブカフェさくらが担っている状況はあるが十分とは言えない。
今回、釧路市の「くらしごと」の視察を通じ、当市においても生活困窮者も、将来可能性のある人も本人が「かけがえのない私を獲得」して、自尊心を回復していくため仕組みが必要と感じた。
ワンストップで段階的に自立を促進し、その方に状況に合わせた支援を可能とするシステムを検討したい。

# 視察・研修等報告書

平成 30 年 2 月 23 日

北上市議会議長様

北上市議会議員 小原 享子

次の 視察 研修 について結果を報告します。

期間(期日)	30年1月19日(金)
視察先	視察先 神奈川県横須賀市
視察内容	視察内容 エンディングプラン・サポート事業について
または	
研修事項	

[内容及び所感]

横須賀市の概要
人口 400,435人(平成29年12月1日現在)
世帯数 166,914世帯
面積 100.83km <sup>2</sup>
横須賀市エンディングプランサポート事業について
(1)横須賀市の高齢化の現状と事業の背景
・高齢化率 約30% 約12万人強の高齢者のうち、2015年にひとり暮らし高齢者が1万人を超えた。
・引き取り手のない無縁遺骨の増加。(平成26年度の無縁遺骨は、身元不明者3人に対し住民登録者は57人。)住民登録もあり、預金もあるのに市民の遺骨が引き取られなくなってきた。
ひとり暮らしで身寄りのない当事者と、葬儀社が生前契約出来ればいいが、その人が緊急入院したり亡くなった場合、葬儀社に連絡してくれる人がいないという問題点があった。

## (2) エンディングプランサポート事業の概要

対象は“ひとり暮らしで頼れる身寄りがなく生活にゆとりのない高齢市民”だが、“癌の余命宣告を受けた者”“重度の知的障害者の親”“生涯未婚で子がない夫婦や兄弟姉妹”等にも柔軟に対応。本人は協力葬儀社リストから任意に契約先を選び、葬儀、納骨先と方法、宗教や寺社の希望を伝え生前契約し予納する。生前は市と葬儀社が連携して訪問し孤独死を防止し、介護状態の発見に努め(生活困窮者自立支援事業を市が直接行っており、この事業の担当課がその役割も果たしており、対象となる生活にゆとりのない高齢市民へのアウトリーチを可能としている。)、死後は葬儀等を見届ける。“リビングウィルも葬儀社と連携保管”、“要件を超える者は弁護士会に繋ぐ”等、様々な官民連携によって最少の予算で効果を上げる点がポイント。

## (3) 現在までの実績・成果

無縁納骨の数、26年度60柱、27年度 35柱、28年度34柱に減り、市の葬祭費も約1,200万円(26年度)から、約700万円(27年度)に激減。登録者のうち既に2名が死亡し「亡夫の骨と一緒に」などの希望も実現した。

本事業の決算額は、27年度7,428円、28年度59,400円。協力寺社も増えている。

### <所感>

「市民を、ひとりも無縁にしたくない。」という考えから始まった事業である。この事業で、ひとり暮らしで身寄りがなく、経済的なゆとりがなくても自分の意志が実現できる。そして、過剰な費用負担をすることなく、余剰金は今の生活に生かせる。何より、安心が確保でき、本人の「尊厳」を守ることが出来る。当市においても、ひとり暮らしの高齢者は増えてきており、住民登録のある市民でありながら、引き取り手のない無縁遺骨も実際にあり、今後さらに増加が予想される。

人生の最期を相談する家族のいない市民が、安心して老後を生活できるよう、この事業は当市においても取り組むべき事業である。

# おひとり暮らしで ご自身の終活を お考えの方へ



## 横須賀市エンディングプラン・サポート事業 ご案内

- ご注意
- ・原則として、相談段階で市の職員は訪問しません。
  - ・訪問する場合でも、市の職員証を提示します。
  - ・市の職員を名乗る詐欺に、十分ご注意ください。